

大通達甲（生捜）第9号
令和7年5月30日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部生活安全企画課長
生活安全部地域課長 殿
生活安全部生活安全捜査課長
各 警 察 署 長

生活安全部長

消費者安全確保地域協議会への対応について（通達）

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）に基づき組織される消費者安全確保地域協議会への対応については、「消費者安全確保地域協議会への対応について」（令和6年3月25日付け大通達甲（保安）第2号）により実施してきたところであるが、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、令和7年6月1日から下記のとおり実施することとしたので、各所属にあっては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

第1 消費者安全確保地域協議会の概要

1 消費者安全確保地域協議会の組織

国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関する分野の業務に従事するもの（以下「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとされた（法第11条の3）。

なお、この関係機関として、都道府県警察（警察本部及び警察署）も含まれると解されている。

2 消費者安全確保地域協議会の活動

協議会の構成員（関係機関及び消費生活協力団体その他の関係者）は、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ること等の取組を行うものとされた（法第11条の4第2項）。

なお、「消費生活上特に配慮を要する消費者」（以下「見守り対象者」という。）に該当するか否かは、それぞれの協議会で決めることとなるが、例えば、高齢者や障害者のうち、過去に消費者被害を受けた経験がある等の理由により、消費者被害に遭いやすい特性を有すると思われる者が考えられる。

3 協議会への情報提供等

協議会を組織する地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、構成員間で必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保

のための取組に関する協議を行うものとされた（法第11条の4第1項）。

また、協議会は、情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合等は、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができるものとされた（法第11条の4第3項）。

4 秘密保持義務

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとされた（法第11条の5）。

なお、この規定に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（併科なし）に処せられる（法第53条第1項）。

第2 警察の対応

1 協議会への参加について

協議会の活動は犯罪被害の未然防止に資するものと考えられることから、各警察署にあっては、地方公共団体等から要請があった場合には、積極的に参加すること。

2 見守り活動について

協議会が実際にどのような活動を実施するかは、それぞれの協議会において判断されるものであって、必ずしも、警察署が見守り活動の実働部隊になることを求められているものではないが、実働部隊とならなかった場合であっても、例えば、巡回連絡等を利用して消費生活センターから提供を受けた資料を配布する、協議会で見守りに有用な情報を提供する等に努めること。

3 警察からの情報提供について

(1) 消費者被害に関する一般的な被害情報の提供

消費者被害に関し、警察署で把握した手口、被害者の類型、被害の発生場所等の情報について分析し、積極的に協議会に提供すること。

(2) 見守り対象者に関する情報の提供

犯罪捜査、相談業務等で把握した見守り対象者に該当すると思料される者に関する情報については、当該者の同意を得た上で協議会に提供するように努めること。

なお、同意を得るに当たっては、見守り対象者に該当すると思料される者に対し、協議会の活動内容、協議会には秘密保持義務が課されていること等の説明を行い、同意を得たことについて記録化しておくこと。

4 警察に対する情報提供依頼について

協議会の求めに応じて情報提供をすることは義務づけられておらず、構成員それぞれの判断に委ねられているので、公共性及び必要性について検討の上、提供の可否を判断すること。

なお、情報を提供する際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従うことになることに留意すること。

第3 留意事項

1 積極的な協力の実施

協議会については、国会審議で、衆議院消費者問題に関する特別委員会では「警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における情報交換等が円滑に行われるよう積極的

に協力すること。」とする附帯決議が、参議院消費者問題に関する特別委員会では「警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における意見交換等が円滑に行われるよう積極的に協力すること。」とする附帯決議が、それぞれ決議されている。

したがって、各警察署にあっては、協議会が設立された場合は、附帯決議の趣旨を踏まえ、積極的に構成員として参画し、協議会に対して情報提供するなど、積極的な協力を努めること。

2 連絡窓口

協議会との連絡窓口については、警察本部にあっては生活安全部生活安全捜査課、警察署にあっては当該区域を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課が対応すること。

(生活安全捜査課企画・指導係)